

メリットいっぱい

マイナンバーカード申請はお済みですか？



マイナンバーカードの申請は義務ではありませんが、マイナンバーカードは、各種手続きにおけるマイナンバーの確認及び本人確認の身分証明書として、これ一枚で済む唯一のカードです。

マイナンバーカードには、電子証明書が搭載され、コンビニ交付サービスを利用できるなど、利便性の向上が見込まれます。

神崎町では、平成29年度中にコンビニ交付サービスを開始予定（住民票、印鑑証明書）で準備をすすめています。開始期日等の詳細は順次、広報等でお知らせしていきます。

一部の行政サービス（子育て関連等）においても、電子証明書の機能を利用して、将来的には自宅などからオンライン申請ができる見込となっています。

申請がまだ、お済みでない方は申請についてご検討ください。

＊郵送申請の方は、申請書送付用返信用封筒の使用期限にご注意ください。

また、申請書類を失くした、通知カード送付以後に申請書情報に異動があった場合は、役場窓口で新しい「マイナンバーカード申請書」をお渡しします。（本人確認が必要となりますので運転免許証等をご持参ください）

○問合せ 町民課住民係 ☎2113

パソコンから「マイナンバーカード総合サイト マイナンバーカード交付申請」を検索

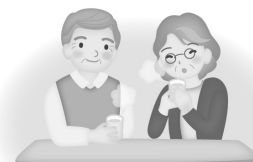
年金だより

国民年金の保険料は16,490円（平成29年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、「保険料の全額免除または一部免除（一部納付）制度」をご利用ください。

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

一部納付制度は、一部免除された保険料を納付しない場合、未納と同じとなるため、受給資格期間に含まれなくなり将来の年金の額にも反映されません。また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、必ず一部保険料を納付してください。なお、2年1ヶ月前まで遡及して免除申請をすることができます。

申請は、町民課国保年金係（☎2113）までお願いします。



7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

社会に復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担うこととなります。本運動は、地域社会に根ざし、広く地域住民の理解と共感を得られるような活動を全国各地で展開しようとするものです。

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場においてチカラを合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行が生まれるのは、地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場もまた地域社会にはかなりません。罪を犯した人も、非行のある少年も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担うこととなります。本運動は、地域社会に根ざし、広く地域住民の理解と共感を得られるような活動を全国各地で展開しようとするものです。